

## 「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の発刊にあたって

世界人権宣言が1948（昭和23）年に国連総会で採択されて70年が経過しました。この間、国内外で人権教育に関する様々な取組が行われています。国連は、平成17年から「人権教育のための世界計画」を開始し、5年ごとに段階を区切って、現在、第3フェーズ（平成27年～平成31年）に世界規模で取り組んでおり、平成30年には、第4フェーズに向けた内容の検討が行われました。

わが国では、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づいて、様々な取組が行われており、平成20年3月には文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が公表されました。

〔第三次とりまとめ〕では、人権教育の目的を達成するためには、人権や人権擁護に関する内容と意義についての知的理解とともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚の育成が必要であるとされています。

こうした国内外の動向を踏まえ、埼玉県教育委員会では「埼玉県人権施策推進指針」（平成24年3月改定）、「埼玉県人権教育実施方針」（平成30年4月一部改定）に基づいて、積極的に人権教育の推進に努めております。特に、人権感覚の育成にあたっては、授業の中で児童生徒が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権感覚を育成していく「人権感覚育成プログラム（学校教育編）」を平成20年3月に開発しました。また、続編として平成25年3月には、「人権感覚育成プログラム増補版（学校教育編）」を作成しました。

幸い多くの皆様に御理解をいただき、このプログラムは広く学校において活用され、児童生徒の人権感覚の育成に寄与しております。

さらに、「より多くのプログラムが欲しい」「新たな人権課題に対応するプログラムが欲しい」という要望に応えるため、平成29年度より、文部科学省の「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」で座長をされている上越教育大学の梅野正信氏監修の下、本書「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の開発に取り組んできました。このプログラムは、新たな人権課題に対応する内容のプログラムも組み入れ、各教科等の授業で実践できるように構成されています。

本書が各学校で広く活用され、児童生徒が人権について、知的理解にとどまらず、人権感覚を十分身に付けることで、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それを実践行動につなげられるよう願っています。

おわりに、本プログラムの研究・開発にあたり、御協力いただきました関係各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長  
吉野雅彦